

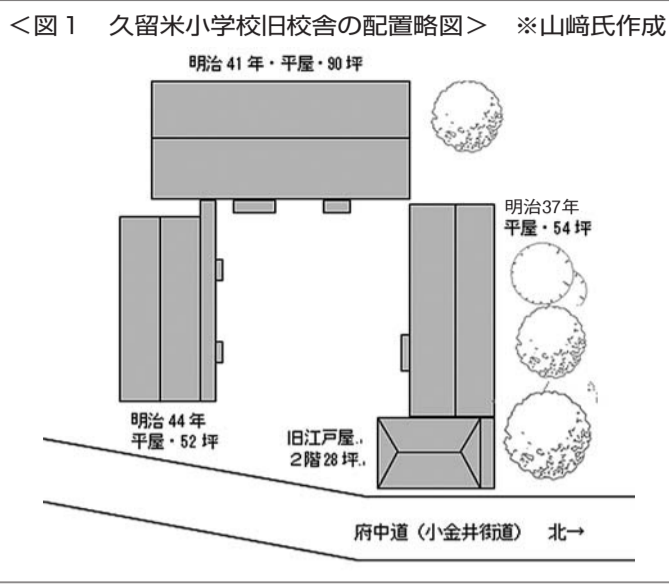
シリーズ

東久留米の学校史

その3

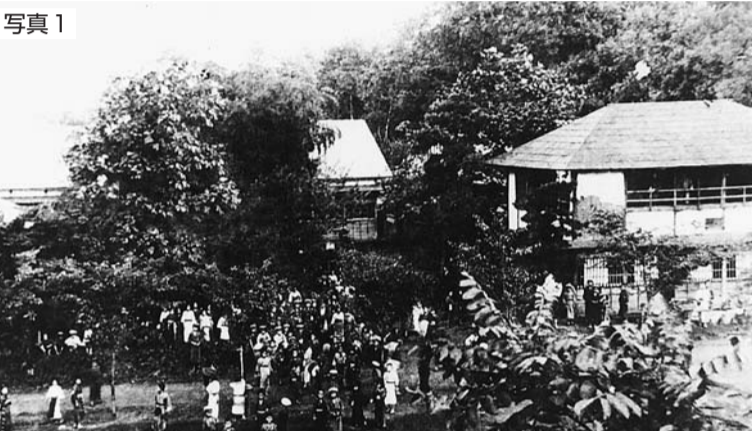
久留米小学校の誕生

明治39年(1906年)6月7日に、村の名前を冠した久留米小学校が誕生します。明治22年(1889年)に8村2新田が合併して久留米村ができてからも村の教育はそれまでの成蹊小学校と共立小学校が担ってきましたが、明治30年代に入り児童の就学率も90%を超えて大幅に向上し、教育設備の充実が急務となりました。さらに4年間の尋常小学校卒業後に高等小学校に進学する場合、当時は田無小学校まで通わなければならなかったため、高等科の久留米村への設置も大きな課題でした。そこで、明治36年(1903年)4月に前沢にあった2階建ての旅館「江戸屋」を借り受けて仮校舎とし、成蹊・共立両校の高等科を置き、それを契機に渡辺茂吉氏が二つの小学校の校長を兼務することとなり、翌年には「江戸屋」の西側に54坪2教室の平屋校舎を増築して設備を拡充しました。こうして久留米小学校の準備が整い、明治39年3月の村会において次のように開校が決定されました。



「小学校名称変更議決書 北多摩郡久留米村 成蹊尋常高等小学校 共立尋常高等小学校 右二校合併本村大字前沢南浦三五百七拾七番地仮校舎ヲ本校トシ久留米村尋常高等小学校ト改称ス但旧成蹊尋常高等小学校ヲ西分教場旧共立尋常高等小学校ヲ東分教場ト改称ス 右議決候也 明治三十九年三月二十九日 久留米村会議長」

その後、北多摩郡から合併名称変更指定、東京府から高等小学校併置許可も下り、長年の懸案であった村立の久留米尋常高等小学校が6月に開校し、これまでの成蹊小学校が西分教場、共立小学校が東分教場となり、尋常科の低学年が各分教場を使い、高学年と高等科が前沢の本校で学ぶことになったのです(注1)。



↑久留米小学校(大正5年撮影)。右端の2階建てが旧江戸屋の仮校舎。左が明治41年建築の西校舎。子どもたちが府中道(小金井街道)を渡って現在の第一小学校の方向に歩いている。



↑久留米小学校開校式の様子。多くの児童と教員が集合写真を撮っている。

年でも教育費は村予算の50%を超えました。このように当時は村予算の多くが初等教育に使われていたのが特徴です。年を追って増築された校舎は、最終的に府中道に向かって凹型に配置されました(図1)。明治初期の学校建築は、一般的には質素なものが多かったようですが、なかには擬洋風の個性的な校舎も全国に建てられ、現在も貴重な文化財として残されています。しかし、明治20年代からは財政的な負担軽減もあって次第に「質朴素雅」が重視されるようになり、建物の画一化が進みました。その流れの中にあつて、久留米村のような純農村地帯にあつても学校建設は特別な存在であり、明治41年建築の西校舎は、火災除けの象徴とされ社寺建築の意匠に使われた懸魚(げぎょ)の彫刻飾りを付けた唐破風(からばか)形式の立派な玄関が付けられています(写真2)。

2年後の明治41年(1908年)4月には二部教授(授業の認可が下りました。二部教授とは、午前と午後の二部制で学校を運営すること)で、当初は半日学校とも呼ばれました。明治24年(1891年)に当時の文部省は、教員・教室不足の際に二部教授の実施を認め、就学の普及を促すために積極的に奨励しました(学級編制等に関する規則)。ただ二部制にするに1日5時間程度であった授業時間が短くなることから、当初は「一学級二科正教員一人を置くコト能ハサルトキ」等の条件が付いた時期もありましたが、やがてその要件も緩和され、地域の事情によって二部教授が実施できるよう

なりました。二部教授は、教員・教室不足をはじめ、さまざまな事情で学校へ通えない児童への配慮という側面もあり、最も多いときで全国の小学校の約5%にあたる1200校以上で実施されました(『文部省年報』等)。また、義務教育である尋常小学校終了後に補習教育を行う「実業補習学校規程」が明治26年(1893年)に、「実業学校令」が同32年(1899年)にでき、久留米村でも明治43年(1910年)10月に認可が下りて、久留米村立実業補習学校が設立されました。本校の旧江戸屋の2階部分を教室として使用し、実生活に必要な知識技能を学びました。大正7年(1918年)の「実業補習学校準則」によれば、男子部と女子部に分かれ、男子部は午後7時から、女子部は午前9時から授業が行われ、男子は農業、女子は裁縫家事を学んだとされています。昭和初期になると実業補習学校は社会教育的色彩が濃くなり、昭和10年(1935年)には青年訓練所と統合されて青年学校となりました。

市立小・中学校における「組体操」問題への対応 ~運動会等における安全対策の取り組み決まる

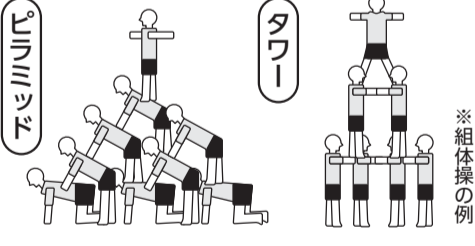
運動会での事故発生が問題となっています。スポーツ庁によると、運動会等で実施される「組体操」によって、全国で年間8,000件を超える事故が起っています。

このため本市教育委員会は、市立小・中学校の実態及びスポーツ庁、東京都教育委員会の方針を受け、運動会等における安全対策として、以下のように今後の方針を定めました(平成28年3月29日・第4回臨時会決定)。

- 《方針概要》
1 過去、本市においても「ピラミッド」「タワー」での骨折事故が発生したことを踏まえ、平成28年度の運動会で「組体操」を実施する場合、いわゆる「ピラミッド」「タワー」及びこれらに類する演技種目(児童・生徒が高い位置に上がる技、跳んできた児童・生徒を受け止める技、一人に多大な負荷のかかる技など)を休止する。これらを除いた演技種目で「組体操」を実施する場合、各校において以下の点に留意して行う。
(1)組体操を実施するねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図る。
(2)練習中の児童・生徒の習熟状況を正確に把握し、その状況に応じて、活動内容や指導計画を適時適切に見直す。
(3)大きな事故につながる可能性がある「組体操」の演技種目については、確実に安全な状態で実施できるかどうかを確認し、できないと判断される場合は実施を見合わせる。
(4)「組体操」に関しては小学校での事故の件数が相対的に多いことや、小学校高学年は成長の途中で体格の格差が大きいに鑑み、事故につながる可能性がある危険度の高い技については慎重に選択する。
(5)段数の低いタワーやピラミッド等でも死亡や障害の残る事故が発生して

いることなど、「組体操による事故の概要」(スポーツ庁)を参考に具体的な事故の事例、事故になりやすい技などの情報を現場で指導する教員に周知徹底する。

- 2 全小・中学校は「組体操」の実施の有無にかかわらず、事前に保護者に対して自校の取り組みについて必ず説明する。
3 各校は代替の運動種目の選定・実施や安全対策の見直しを行った上で、それらを総合的に評価し、平成29年度以降の実施種目を検討する。
4 各校は「組体操」以外の種目に内在する危険性にも留意し、改めて安全対策の点検を行い、万全の対応を図るとともに、学習指導要領に定める特別活動「学校行事」のねらいを達成する観点から、各種目の必要性や妥当性についても評価を行う。
5 これ以外の体育活動等においても、以下の点に留意して、児童・生徒の発達段階に応じた万全の安全対策を講じ、安全のための身体能力の向上や危険予測・回避能力の育成を図る。
(1)校長の責任の下で組織的な指導体制を構築する。
(2)児童・生徒の安全、事故防止の観点から計画を立て、運営・実施する。
(3)児童・生徒の心身の発達段階や性別、体力、経験等を踏まえた適切な指導を行う。
(4)活動内容に応じた安全対策を確実に講じ、教員による十分な安全への配慮の下、指導に当たる。
(5)研修等により、教員の指導技術を向上させる取り組みを行う。
(6)教員の経験値、指導力等を十分に鑑みて実施に関する計画の検討を行う。
詳しくは指導室 ☎470・7781へ。



※組体操の例